

通勤手当認定マニュアル

《通勤手当の認定について》

通勤手当	P 1
通勤手当の支給・改定手続	P 1
通勤手当の支給終了手続	P 2
その他	P 3

《通勤手当》

1 支給対象者	P 4
2 届出事由	P 4
3 届出内容の確認等	P 4
4 支給単位期間	
（1）通勤手当の支給の単位となる期間	P 5
（2）支給単位期間の特例	P 6
（3）支給単位期間の開始	P 6
（4）支給単位期間の調整	P 6
（5）支給単位期間の終了	P 7
（6）臨時的任用職員の取扱い	P 7
5 支給額	
（1）交通用具	P 7
（2）交通機関等	P 8
（3）交通用具と交通機関等の併用者	P 8
（4）身体障害者等	P 9
（5）再任用短時間勤務職員等	P 9
（6）明石海峡大橋、大鳴門橋を利用する場合	P 9
（7）支給単位期間が1箇月未満となる場合	P 10
6 支給方法等	
（1）支給日	P 10
（2）届出が遅れた場合の取扱い	P 11
（3）運賃改定が行われた場合	P 12
（4）支給できない場合	P 13
7 返納	
（1）返納事由及び返納事由が生じた日	P 13
（2）返納額	P 13
（3）返納を要しない場合	P 16
8 通勤経路等	
（1）通勤経路及び方法	P 16
（2）通勤距離	P 16

9	随時確認	P 17
10	臨時的任用職員の取扱い	
(1)	支給単位期間	P 18
(2)	支給単位期間の調整	P 18
	【参考】用語の定義	P 21

《通勤手当に係る新幹線鉄道等の特別料金等の加算措置について》

1	支給要件	P 22
2	均衡職員	P 23
3	支給単位期間	P 23
4	支給額等	P 24
5	支給方法等	P 25
6	返納	P 25
7	通勤距離・時間	P 26
8	実情把握	P 26
9	協議等	P 26

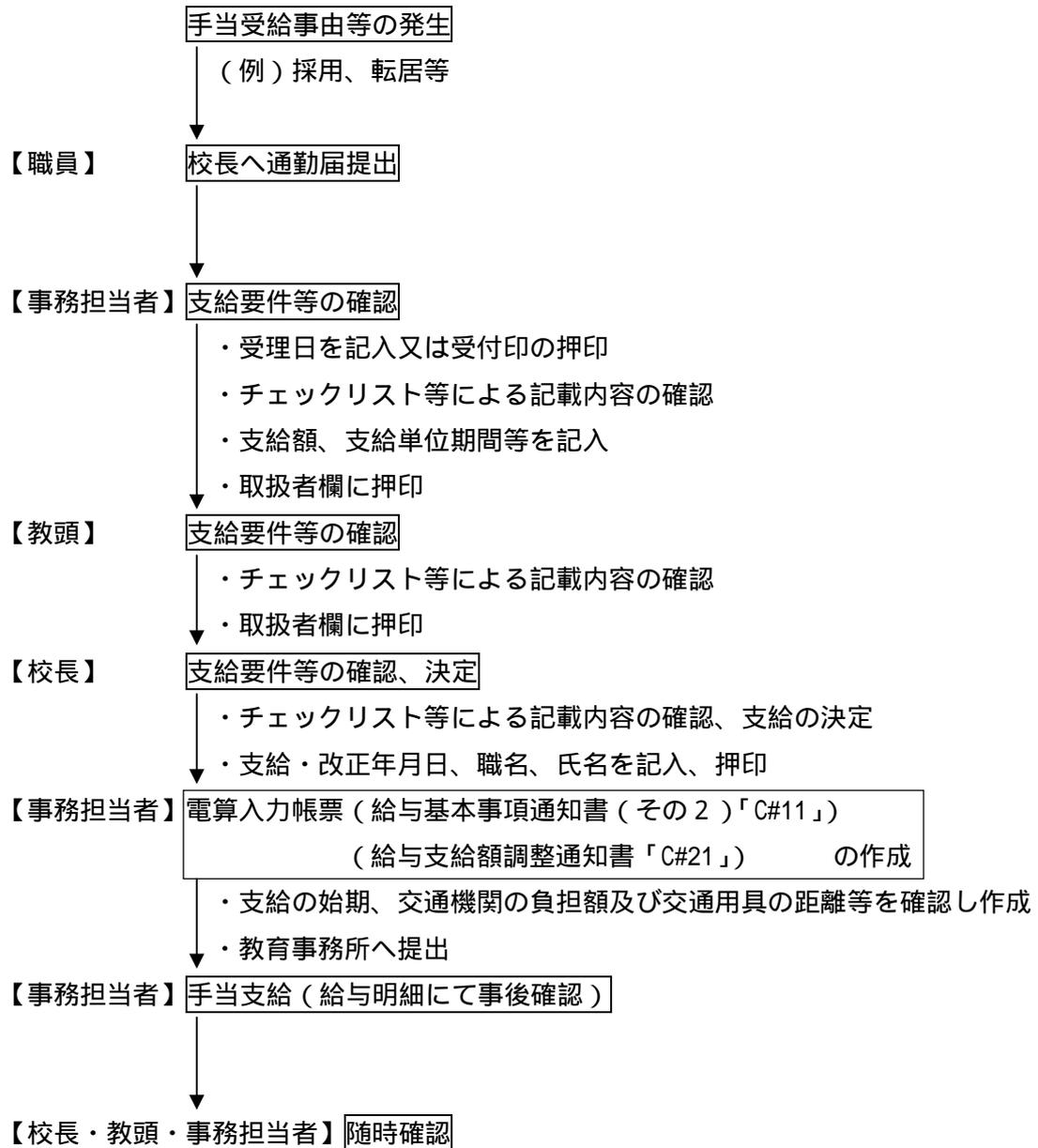
通勤手当の認定について

通勤手当

交通機関利用者に対する通勤手当：定期券の価額で支給（6箇月定期を基本）

交通用具利用者に対する通勤手当：利用距離に応じた額（1箇月単位）

通勤手当の支給・改定手続



改定時は必要に応じて既支給分の返納を行う

【事務担当者】電算入力帳票（給与支給額調整通知書「C#22」）の作成

- ・ 返納額を確認し作成
- ・ 教育事務所へ提出
- ・ 通勤届の整備

【事務担当者】手当支給（給与明細にて事後確認）

通勤手当の支給終了手続（支給対象外となる場合）

手当支給終了事由の発生

（例）異動、転居等

【職員】校長へ通勤届提出

【事務担当者】通勤届の確認、事務担当者記載欄の記入

- ・ 受理日を記入又は受付印の押印
- ・ 記載内容の確認
- ・ 改定時期等を記入
- ・ 取扱者欄に押印

【教頭】内容等の確認

- ・ 記載内容の確認
- ・ 取扱者欄に押印

【校長】内容等の確認、決定

- ・ 終了の決定

終了時は必要に応じて既支給分の返納を行う

【事務担当者】電算入力帳票（給与基本事項通知書（その2）「C#11」）
（給与支給額調整通知書「C#22」）の作成

- ・ 返納額を確認し作成
- ・ 教育事務所へ提出
- ・ 通勤届の整備

【事務担当者】手当支給終了（給与明細にて事後確認）

その他

通勤届のチェックポイントをまとめた「通勤届チェックリスト」を参考資料として配布しているため、事務の参考にして下さい。

通勤届の様式については、各教育事務所で配布しているほか、「兵庫県公立学校教職員給与関係ファイル集」に掲載しているため、適宜ダウンロードし利用して下さい。

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせして下さい。

通 勤 手 当

1 支給対象者

- (1) 通勤距離が片道 2 キロメートル以上の者で、通勤のために交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤距離が片道 2 キロメートル以上の者で、通勤のために自動車等を利用することを常例とする職員
- (3) 通勤距離が片道 2 キロメートル以上の者で、通勤のために交通機関等を利用するほか、あわせて自動車等を使用することを常例とする職員
- (4) 通勤距離が片道 2 キロメートル未満の者のうち、次に掲げる場合のいずれかの事由により交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難なもので特に承認のあったもの
 - 住居又は在勤庁のいずれかが離島等にある場合
 - 眼又は下肢等の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

2 届出事由

職員が次のいずれかに該当した場合

- 新たに職員となった場合
- 在勤庁を異にした場合
- 住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更した場合
- 通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- 支給対象者でなくなった場合

3 届出内容の確認等

- (1) 2 による届出があった場合は、その届出に係る事実を定期券等の提示を受けて確認するとともに、その事実を把握しておかなければならない。また、交通用具についても、適宜の方法により確認しておくこと

(2) 支給単位期間の特例

支給単位期間の開始前に次に掲げるいずれかの事由が生ずることが明かな場合は、(1)
に関わらず、手当額が最も低廉となる支給単位期間を定めることができる

退職その他の離職をすること

長期間の研修等のために旅行をすること

勤務場所を異にする異動又は在学する学校等の移転に伴い通勤経路又は通学方法に
変更があること

勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること

(3) 支給単位期間の開始

支給単位期間は次に該当する日から開始する

通勤手当の支給の対象となる事実の生じた日

通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日

休職、派遣、育児休業、停職、出張、休暇、欠勤その他の事由により(これらが連続
する場合を含む。) 1 箇月以上通勤しないこととなった場合には、その後復職、復帰又
は再び通勤することとなった日

から により開始された支給単位期間が満了した日の翌日

新たに通勤手当の支給開始又は増額改定する場合で、届出が事実の生じた日から15
日を経過した後において行われたときは届出を決定権者が受理した日

(4) 支給単位期間の調整 (臨時的任用職員は「10 臨時的任用職員の取扱い参照」)

交通機関利用者で支給単位期間が4月1日又は10月1日以外の日から開始する場合
は、支給単位期間の終了日を9月30日又は3月31日に調整する

(例)

	5/29	10/1	3/31
支給単位期間	4 箇月 2 日 (5/29 ~ 9/30)		6 箇月 (10/1 ~ 3/31)
支給額	3 箇月定期 + 1 箇月定期 + 回数券		6 箇月定期

交通用具利用者で支給単位期間が月の初日以外の日から開始する場合は、支給単位期
間の終了日を当該月の月末として調整する

(例)

	5/29	6/1	6/30
支給単位期間	3 日 (5/29 ~ 5/31)		1 箇月 (6/1 ~ 6/30)
支給額	日割り		1 箇月手当額

回数券、日割りによる支給を行う場合の支給額の計算方法は「5 支給額 (7) 支給
単位期間が1箇月未満となる場合」を参照

(5) 支給単位期間の終了

支給単位期間は返納が行われた場合には、その返納事由が生じた日の前日をもって終了する

(6) 臨時的任用職員の取扱い

任用期間の満了日を考慮して(1)にかかわらず、手当額が最も低廉となる支給単位期間を定める(詳細は「10 臨時的任用職員の取扱い」参照) ことができる

任用期間の満了後再び任用された者のうち、満了した任用期間にかかる通勤手当の返納を行わなかった場合は、当該通勤手当の支給単位期間が満了した日の翌日から支給を開始する

5 支給額

(1) 交通用具

自動車等(支給単位期間 1 箇月当たり)

通勤距離片道	支給額	通勤距離片道	支給額
2 km以上 6 km未満	4,100円	58km以上62km未満	33,800円
6 km以上10km未満	4,900円	62km以上66km未満	36,200円
10km以上14km未満	6,700円	66km以上70km未満	38,600円
14km以上18km未満	8,900円	70km以上74km未満	41,000円
18km以上22km未満	11,300円	74km以上78km未満	43,400円
22km以上26km未満	13,700円	78km以上82km未満	45,800円
26km以上30km未満	15,800円	82km以上86km未満	47,000円
30km以上34km未満	17,800円	86km以上90km未満	48,200円
34km以上38km未満	19,800円	90km以上94km未満	49,400円
38km以上42km未満	21,900円	94km以上98km未満	50,600円
42km以上46km未満	24,200円	98km以上102km未満	51,800円
46km以上50km未満	26,600円	102km以上106km未満	53,000円
50km以上54km未満	29,000円	106km以上110km未満	54,200円
54km以上58km未満	31,400円	110km以上	55,000円

自転車（支給単位期間1箇月当たり）

通勤距離片道	支給額	通勤距離片道	支給額
2 km以上 5 km未満	2,000円	20km以上25km未満	11,300円
5 km以上10km未満	4,100円	25km以上30km未満	13,700円
10km以上15km未満	6,500円	30km以上	16,100円
15km以上20km未満	8,900円		

(2) 交通機関等

区 分	1箇月当たりの運賃等相当額		
	55,000円以下	55,000円超63,000円以下	63,000円超
定期券	支給単位期間の定期券の価額	1箇月当たりの手当額に支給単位期間の月数を乗じて得た額	59,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
回数券等	通勤回数21回分（往復42回分）の運賃等の額 1円未満の端数があるときは切り捨て	2以上の交通機関利用の場合は最長の支給単位期間	2以上の交通機関利用の場合は最長の支給単位期間

1箇月当たりの運賃等相当額

$$\frac{\text{支給単位期間の定期券の価額}}{\text{支給単位期間の月数}} + \text{通勤回数21回分の回数券の価額 (回数券等での支給がある場合)}$$

1箇月当たりの手当額（1円未満の端数があるときは切り捨て）

$$55,000円 + (1箇月当たりの運賃等相当額 - 55,000円) \times 1/2$$

(3) 交通用具と交通機関等の併用者

交通機関等の利用距離1 km以上で、自動車等の使用距離2 km以上の者（自動車等の使用距離が2 km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な者を含む）

区 分	1箇月当たりの運賃等相当額 + 交通用具の額		
	55,000円以下	55,000円超63,000円以下	63,000円超
定期券 回数券等 自動車 の合計	支給単位期間に応じた交通機関の手当額と交通用具の手当額をそれぞれ支給	1箇月当たりの手当額に最長の支給単位期間の月数を乗じて得た額	59,000円に最長の支給単位期間の月数を乗じて得た額

1箇月当たりの手当額（1円未満の端数があるときは切り捨て）

$$55,000円 + (1箇月当たりの運賃等相当額 + 交通用具の額 - 55,000円) \times 1/2$$

交通機関等の利用距離 1 km未満で、自動車等の使用距離 2 km以上の者

区 分	交通機関の 1 箇月当たりの運賃等相当額と交通用具の額を比較	
	交通機関の 1 箇月当たりの運賃等相当額の方が高い場合	交通用具の額の方が高い場合
支給額	支給単位期間に応じた交通機関の手当額	交通用具の額

交通機関等を利用し、自動車等の使用距離 2 km未満の者（ に該当する者を除く）
 支給単位期間に応じた交通機関の手当額
 ただし、手当額が4,100円（自転車は2,000円）に満たない場合は、4,100円（自転車は2,000円）

（ 4 ）身体障害者等

1 支給対象者（ 4 ）に該当する者については、通勤距離を 2 km以上とみなした場合に該当することとなる（ 1 ）～（ 3 ）のいずれかの方法により算出される額とする

（ 5 ）再任用短時間勤務職員等

交通用具

（ 1 ）のとおり

ただし、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、（ 1 ）の額に100分の50を乗じて得た額を減じた額

交通機関等

平均 1 箇月当たりの通勤所要回数（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除した数。1位未満は切上げ）分の回数券等による運賃等の額

ただし、この額よりも定期券の価額を支給単位期間の月数で除して得た額の方が低廉な場合は定期券による

（ 6 ）明石海峡大橋、大鳴門橋を利用する場合

交通機関を利用して通勤するため、明石海峡大橋或いは大鳴門橋を利用し、その運賃を負担することを常例とする者（ 1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下となる者を除く）の通勤手当額は、橋利用に係る運賃に、橋利用に係る運賃を除いた場合の手当額を加算した額を支給する

1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下となる者は、橋利用に係る運賃を含む運賃により上記（ 2 ）又は（ 3 ）により手当額を算出する

【橋利用に係る運賃額】

区 分	支給単位期間			左の対象区間
	1 箇月	3 箇月	6 箇月	
明石海峡大橋	15,600円	44,460円	84,240円	高速舞子～淡路IC
大鳴門橋	13,745円	-	-	淡路島南IC～鳴門公園口

大鳴門橋は回数券（通勤回数21回分）による額

【橋利用にかかる通勤手当（明石海峡大橋利用の場合）】

バスの定期券の価額 （6 箇月）	-	高速舞子～淡路ICの定期券の価額（6 箇月）	+	高速舞子～淡路ICの定期券の価額（6 箇月）
交通機関利用の通勤手当（支給限度額：月59,000円）				橋利用の通勤手当

（7）支給単位期間が1 箇月未満となる場合

支給単位期間の特例により、1 箇月未満の期間が生じた場合は日割りにより支給する。ただし、交通機関の場合は、1 箇月定期券と回数券等の日割りによる額を比較し、低廉な方による

日割りによる支給額 =	$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{通勤回数 21 回分の回数券等の価額} \\ \cdot \text{交通用具の額} \\ \text{1 箇月当たりの手当額が 55,000 円} \\ \text{を超える時は当該額} \end{array} \right) \times \frac{\text{要勤務日数(21 を上限)}}{21}$
交通機関の場合は、定期券と回数券等の日割りによる額を比較し、低廉な方による	

6 支給方法等

（1）支給日

通勤手当は支給単位期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する

（例）・交通用具利用者

支給単位期間：毎月1日から末日まで

	4/1	5/1	5/31
支給単位期間	1 箇月（4/1～4/30）	1 箇月（5/1～5/31）	
支給時期	4 月	5 月	

(例) ・交通機関利用者

支給単位期間：4月1日から9月30日、10月1日から3月31日

	4/1	10/1	3/31
支給単位期間	6箇月(4/1~9/30)		6箇月(10/1~3/31)
支給時期	4月		10月

通勤の実情が確認できないこと、給料の支給日後に支給要件が具備されることとなったこと等の理由により支給できないときは、に関わらず、翌月の給料の支給日に支給することができる

(例) ・交通用具利用者(4月1日採用、4月12日届出・認定)

支給単位期間：4月1日から4月30日、5月1日から5月31日

4月の給料の支給には間に合わないため5月に支給

	4/1	5/1	5/31
支給単位期間	1箇月(4/1~4/30)		1箇月(5/1~5/31)
支給時期	5月		5月

(2) 届出が遅れた場合の取扱い

新たに通勤手当の支給開始、又は増額改定する場合で、その届出が事実の生じた日から15日を経過した後において行われたときは、届出を決定権者が受理した日から支給開始又は増額改定(届出を決定権者が受理した日から支給単位期間が開始)

(例) ・5月5日に新たに要件具備 6月1日に届出(交通用具利用者)

・支給単位期間：届出の受理日から開始(6月1日から6月30日)

	5/5	6/1	6/30
支給単位期間		1箇月(6/1~6/30)	
支給時期		6月	

事務処理が間に合わない場合は7月に支給

減額改定する場合で、その届出が事実の生じた日から15日を経過した後において行われた場合は事実の生じた日から減額改定

- (例) ・ 5月5日に転居 6月1日に届出(交通用具利用者)
 ・ 改定前の支給単位期間: 5月1日から5月31日
 ・ 改定後の支給単位期間: 5月6日から5月31日

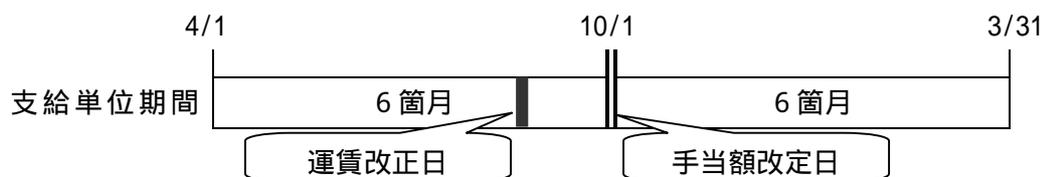
	5/6	6/1	6/30
支給単位期間	26日(5/6~5/31)		1箇月(6/1~6/30)
支給時期	6月		6月

事務処理が間に合わない場合は7月に支給
 改定時は必要に応じて、既支給分の返納を行う

(3) 運賃改定が行われた場合

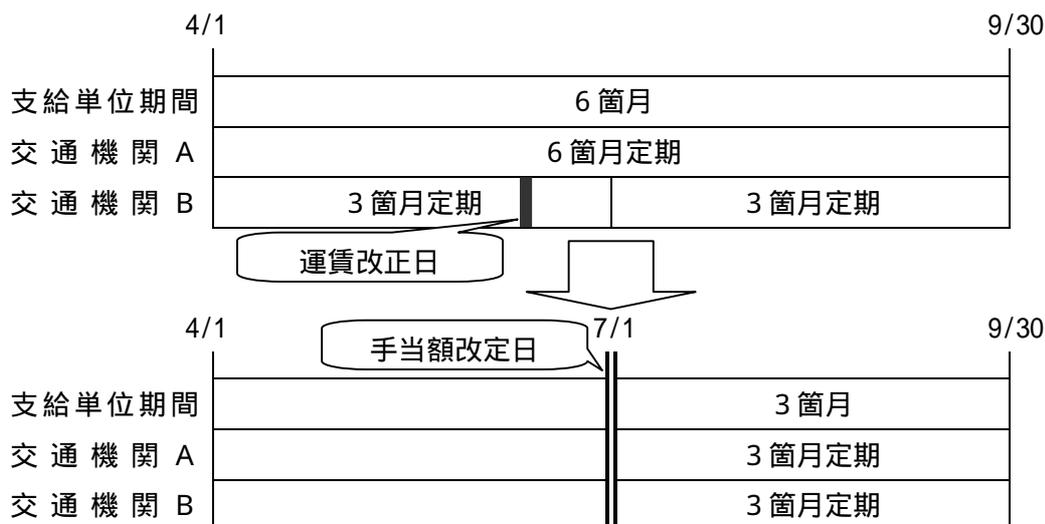
支給単位期間に対応する定期券の通用期間中に運賃の改正が行われた場合は、当該支給単位期間が満了した日の翌日から支給額を改定する。

(例)



2以上の交通機関を利用する者で1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円超63,000円未満の場合であって、未使用の定期券がある交通機関の運賃の改正が行われたときは、改正された交通機関に係る定期券の改正日を含んだ通用期間が満了する日の翌日

(例)



改定時は必要に応じて、既支給分の返納を行う

改定後の支給単位期間は支給単位期間の特例により9月30日までに調整

(4) 支給できない場合

職員が返納事由に該当し通勤手当を返納した場合には、再び支給単位期間が開始されるまでの間の通勤手当は支給しない

職員が出張、休暇、欠勤等の事由により支給単位期間の初日から1箇月以上通勤しないこととなる場合には、通勤手当は支給しない

7 返納

(1) 返納事由及び返納事由が生じた日

返納事由	返納事由発生日
離職又は死亡	離職又は死亡した日の翌日
支給の対象となる要件を欠いた場合	要件欠如の日
通勤経路若しくは通勤方法を変更、又は運賃等の額に変更があったことによる通勤手当額の改定	手当の額が改定される日
1箇月以上の休職、派遣、育児休業、停職、出張、休暇、欠勤等（これらが連続する場合を含む）	通勤しないこととなる日
の場合で通勤しないこととなる日の前日において、1箇月以上通勤しないこととなることが予見しがたい場合	通勤しないこととなる日から1箇月を経過した日の翌日

支給単位期間の開始前に返納事由が生ずることが明かな場合は、支給単位期間の特例（P6参照）による

(2) 返納額

交通用具

1箇月当たりの通勤手当額の日割額

手当額改定の場合において、改定前後の手当額が同額となる場合は返納することを要しない

『日割りによる返納額』

$1 \text{ 箇月 当 た り の 手 当 額 } \times \frac{(21 - \text{返納事由の生じた日の前日までの要勤務日数})}{21}$
--

交通機関の場合の「日割りによる返納額」も同様の計算式を用いる

再任用短時間勤務職員等については、「21」を平均1箇月当たりの通勤所要回数とする。

交通機関等

【1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合】

定期券	返納事由の生じた日の前日に定期券の払い戻しをしたものとして得られる額
回数券等	「21 - 返納事由の生じた日の前日までの要勤務日数」分の回数券の払い戻しをしたものとして得られる額

変更のあった交通機関のみが返納の対象

【1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合】

定期券 (定期券と回数券等の併用者を含む)	次のうちのいずれか低い額 返納事由の生じた日の前日に定期券等の払い戻しをしたものとして得られる額 使用の始期が到来していない定期券がある場合は、その価額を加算 「1箇月当たりの通勤手当相当額 × 返納事由の生じた日以後の支給単位期間の残月数(1箇月未満の端数は切り捨てる)」により得られる額 払い戻しが日単位で受けられる定期券等のみを使用する場合は、1箇月未満の期間における1箇月当たりの通勤手当額の日割りによる返納額を加算
回数券等	次のうちのいずれか低い額 「21 - 返納事由の生じた日の前日までの要勤務日数」分の回数券等の払い戻しをしたものとして得られる額 1箇月当たりの通勤手当額の日割りによる返納額

変更ない交通機関も含め、全てが返納の対象

交通用具と交通機関等の併用者

【1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合】

上記 及び (1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合)の合計額

変更のあった交通機関等のみが返納の対象

【1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合】

交通用具 + 定期券 又は 回数券等 (定期券と回数券等の併用者を含む)	次のうちのいずれか低い額 返納事由の生じた日の前日に定期券等の払い戻しをしたものとして得られる額及び返納事由が生じた日以後の交通用具の通勤手当相当額の合計額 使用の始期が到来していない定期券がある場合は、その価額を加算 「1月当たりの通勤手当相当額 × 返納事由の生じた日以後の支給単位期間の残月数(1箇月未満の端数は切り捨てる)」により得られる額 払戻しが日単位で受けられる定期券等のみを使用する場合は、1箇月未満の期間における1箇月当たりの通勤手当額の日割りによる返納額を加算
---	--

変更のない交通機関等も含め、全てが返納の対象

明石海峡大橋、大鳴門橋を利用する場合

【1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合】

上記 ~ (1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合)による額
変更のあった部分のみが返納の対象

【1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合】

交通用具 + 定期券 又は 回数券等 (定期券と回数券等の併用者を含む)	次のうちのいずれか低い額 返納事由の生じた日の前日に定期券等の払い戻しをしたものとして得られる額及び返納事由が生じた日以後の交通用具の通勤手当相当額の合計額 使用の始期が到来していない定期券がある場合は、その価額を加算 返納事由の生じた日の前日に橋利用に係る運賃額の定期券等の払い戻しをしたものとして得られる額及び「1月当たりの通勤手当相当額(橋利用に係る通勤手当額を除く)× 返納事由の生じた日以後の支給単位期間の残月数(1箇月未満の端数は切り捨てる)」により得られる額の合計額 払戻しが日単位で受けられる定期券等のみを使用する場合は、1箇月未満の期間における1箇月当たりの通勤手当額(橋利用に係る通勤手当額を除く)の日割りによる返納額を加算
---	--

変更のない交通機関等も含め、全てが返納の対象

(3) 返納を要しない場合

離職日において、支給単位期間が満了するまでの間に新たに職員となることが明らかである場合には、返納をさせないことができる

返納額が0円となる場合(返納事由発生日が当該支給単位期間の満了する日の属する月であること等により、定期券の払戻金が生じない場合)には、返納を行わない

8 通勤経路等

(1) 通勤経路及び方法

原則として職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、職員が通常利用する経路とする。ただし、運賃等の額、通勤時間等の事情に照らし、社会通念上最も経済的かつ合理的な他の経路及び方法がある場合は、この限りでない

通勤経路及び方法は、往路と帰路は同一でなければならない。ただし、一方通行の区間のある場合又は正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由により特に承認があったものは、この限りでない

(2) 通勤距離

職員の住居の玄関から在勤庁の玄関までの距離をいう

在勤庁の玄関が2以上ある場合は、職員が通常利用する玄関とする
一般に通勤のため利用する経路で、(1)による経路の長さによる
経路の長さの測定は、次により行うものとする

ア 交通機関等にかかる経路

その交通機関等の事業者の調べに係る路線の長さによるものとする

イ その他の経路

原則として実測によるが、便宜上、国土交通省国土地理院発行の地形図等について、キルピメーター若しくは地形図等に基づく電子地図で、2点間の距離を経路に沿って測定できるものを用いる方法により計測することができるものとする

ただし、この測定方法にあたっては、在勤庁の最寄りの駅等から在勤庁までの距離を実測しておく等の方法により校内の統一を計ること

『電子地図による通勤距離の測定について』

- 1 使用可能とする検索サイト
NAVITIME（ナビタイム） <http://www.navitime.co.jp/>
- 2 測定の取扱い
 - (1) 自動車その他の原動機付きの交通用具による経路
検索サイトの「車ルート」検索を利用するものとする
 - (2) 自転車及び徒歩による経路
検索サイトの「自転車ルート」検索を利用するものとする
 - (3) 検索サイトによる測定結果と職員の申し出による距離が異なる場合は、検索サイトによる測定結果を優先することとするが、手当額に影響する場合は、実測によるものとする

9 随時確認

支給要件の有無、支給額の適否について随時確認を行う（通常、年1回）

10 臨時的任用職員の取扱い

(1) 支給単位期間

現に発令されている任用期間の範囲内で支給単位期間を設定することを基本とする
 交通機関の場合は、任用期間の範囲内の最長通用期間の定期券となる
 ただし、任用期間を超える期間の定期券による方が合理的である場合は、任用期間を
 超える期間で支給単位期間を設定することができる
 支給単位期間が1箇月未満となる期間については、日割計算の方法による
 交通機関の場合は、日割りと1箇月定期券と比較し、低廉な方による

【例】

交通用具

任用期間	支給単位期間	支 給 額
24.4.6 ~ 24.5.18	24.4.6 ~ 24.5.5 24.5.6 ~ 24.5.18	・ 4/6 ~ 5/5 1箇月 ・ 5/6 ~ 5/18 日割

交通機関

任用期間	支給単位期間	支 給 額
24.4.6 ~ 24.5.18	24.4.6 ~ 24.5.5 24.5.6 ~ 24.5.18	・ 4/6 ~ 5/5 1箇月定期 ・ 5/6 ~ 5/18 日割 5/6 ~ 5/18は1箇月定期券よりも日割りの方が低廉とする

任用期間	支給単位期間	支 給 額		
24.4.6 ~ 24.9.18	24.4.6 ~ <u>24.10.5</u>	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/6 ~ 7/5 3箇月定期 ・ 7/6 ~ 8/5 1箇月定期 ・ 8/6 ~ 9/5 1箇月定期 ・ 9/6 ~ 9/18 日割 </td> <td style="border: none; padding-left: 10px;"> } > 6箇月定期の額 → 6箇月定期で支給 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/6 ~ 7/5 3箇月定期 ・ 7/6 ~ 8/5 1箇月定期 ・ 8/6 ~ 9/5 1箇月定期 ・ 9/6 ~ 9/18 日割 	} > 6箇月定期の額 → 6箇月定期で支給
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/6 ~ 7/5 3箇月定期 ・ 7/6 ~ 8/5 1箇月定期 ・ 8/6 ~ 9/5 1箇月定期 ・ 9/6 ~ 9/18 日割 	} > 6箇月定期の額 → 6箇月定期で支給			

(2) 支給単位期間の調整

下記の場合については、(1)に関わらず下記により支給単位期間を定める
 ただし、日割りによる支給回数が増える場合は、支給単位期間の調整を行わない
 交通機関利用の場合

3月末(3/30又は3/31に限る)までの任用が見込まれる者について、支給単位期間の
 開始日が9月30日以前の場合は、当該開始日から9月30日までを調整期間とし、最も低
 廉となる手当額を一括支給する

また、以降の支給単位期間については、10月1日から3月末までとし、6箇月定期券
 の価額により支給する

(例) 任用期間：4/2～3/31(本定員)
7月27日転居(転居後の支給単位期間の開始日：7月28日)

	7/28	8/28	9/28	10/1	3/31
支給単位期間	2箇月3日(7/28～9/30)			6箇月(10/1～3/31)	
支給時期	8月			10月	
支給額	1箇月定期券+1箇月定期券+回数券等			6箇月定期券	

9/28～9/30は週休日なしとし、回数券等による支給額が低廉となる場合とする

交通用具利用の場合

月末で任用が終了することが見込まれる者について、支給単位期間の開始日が月の中途の場合は、当該支給開始日から最初の月末までを調整期間とし、日割りにより支給する

また、以降の支給単位期間については月の初日から末日までとし、1箇月の手当額を支給する。

(例) 任用期間：5/20～7/31(病休代替)

	5/20	6/1	7/1	7/31
支給単位期間	8日(5/20～5/31)	1箇月(6/1～6/30)	1箇月(7/1～7/31)	
支給時期	6月	6月	7月	
支給額	日割り	1箇月手当額	1箇月手当額	

5/20～5/31の週休日は4日とする

交通機関及び交通用具の併用の場合

1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合

交通機関及び交通用具のそれぞれの方法により調整を行う。

1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合

交通機関の方法により行う。

交通機関と交通用具の1箇月当たりの運賃等相当額を合算して支給額を算出することから、同一の支給単位期間にする必要がある。

【臨時的任用職員の任用期間に応じた支給額（交通機関）】

任用期間	支給額	
6 箇月	・ 6 箇月定期	
5 箇月～ 6 箇月	・ 6 箇月定期 ・ 3 箇月定期 + 1 箇月定期 + 1 箇月定期 + 日割	} 低廉となる方
5 箇月	・ 6 箇月定期 ・ 3 箇月定期 + 1 箇月定期 + 1 箇月定期	
4 箇月～ 5 箇月	・ 3 箇月定期 + 1 箇月定期 + 日割 日割よりも 1 箇月定期の方が低廉な場合は 1 箇月定期による	
4 箇月	・ 3 箇月定期 + 1 箇月定期	
3 箇月～ 4 箇月	・ 3 箇月定期 + 日割 日割よりも 1 箇月定期の方が低廉な場合は 1 箇月定期による	
3 箇月	・ 3 箇月定期	
2 箇月～ 3 箇月	・ 3 箇月定期 ・ 1 箇月定期 + 1 箇月定期 + 日割	} 低廉となる方
2 箇月	・ 3 箇月定期 ・ 1 箇月定期 + 1 箇月定期	
1 箇月～ 2 箇月	・ 1 箇月定期 + 日割 日割よりも 1 箇月定期の方が低廉な場合は 1 箇月定期による	
1 箇月	・ 1 箇月定期	
1 箇月未満	・ 日割 日割よりも 1 箇月定期の方が低廉な場合は 1 箇月定期による	

支給単位期間の特例を適用する場合は、調整後の支給単位期間を任用期間と見なす

【参考】 用語の定義

[交通機関]

鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶、その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するもの

[有料の道路]

法令の規定により通行又は利用について料金を徴収する道路(トンネル、橋等の施設で道路と一体となってその効用を全うするものを含む)

[交通機関等]

交通機関及び有料の道路

[自動車等]

自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車で国又は地方公共団体の所有に属するものを除き、全て私有のものに限る

[通勤]

職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁(分校、分校舎その他これらに類するものに勤務する職員については、それらをもって在勤庁とする。)との間を往復することをいい、本校及び分校間等の往復等は含まないものとする

[身体障害のため歩行することが著しく困難な職員]

地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表に掲げる身体障害に属する程度の障害を有する職員

通勤手当に係る新幹線鉄道等の特別料金等の加算措置について

1 支給要件

(1) 新幹線等加算は次の から までの全てを満たす職員に支給する

異動等(学校等を異にする異動又は在勤する学校等の移転)に伴い、所在する地域を異にする学校等に在勤することとなったことにより

通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で

当該異動等の直前の住居からの通勤のため

新幹線鉄道等(新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道その他の交通機関等)の利用による通勤事情の改善が相当程度であると認められるものを利用し

その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 通勤の実情に変更が生ずることとなった職員の取扱い

通常の通勤の経路及び方法による場合には、異動等の前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、次のいずれかの要件を満たす職員

新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合の通勤距離が60km以上

新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く)を利用する場合

新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合の通勤時間がおおむね90分以上である職員

高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合

ア 有料の道路を利用せずに通勤するものとした場合の通勤時間がおおむね90分以上である職員

イ これに相当する程度に通勤が困難である職員(あらかじめ教育事務所へ協議が必要)

通勤時間は交通機関等を利用した場合の時間によることも可とする

(3) 当該異動等の直前の住居の取扱い

異動等以後に転居する場合、新幹線鉄道等の経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む

異動等の直前の勤務における職務の遂行上居住地に制約を受けざるを得ない職員が、当該異動又は学校等の移転に伴い、居住地に制約を受ける直前の住居地に転居した場合における当該転居後の住居その他これに類する住居(あらかじめ教育事務所へ協議が必要)

(4) 通勤事情の改善の取扱い

通勤事情の改善は次に掲げる場合に依りて、それぞれいずれかの要件を満たす場合とする

新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合

ア その利用により通勤時間が30分以上短縮されること

イ その利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するもの（あらかじめ教育事務所へ協議が必要）

高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合

ア その利用により通勤時間が30分以上短縮されること

イ その利用により距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するもの（あらかじめ教育事務所へ協議が必要）

(5) その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの取扱い

新幹線鉄道等の利用は通勤の往復について、毎出勤日利用する職員であること

2 均衡職員

次に掲げる職員については、支給要件を満たす職員として取り扱う

(1) 他の本県職員から引き続いて職員となったことに伴い、1(1) ~ の要件を満たす職員

(2) 任命権者の要請により採用されたことに伴い、1(1) ~ の要件を満たす職員

(3) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子）の住居に転居したことに伴い、単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、1(1) 及び の要件を満たす職員

(4) 新規採用者で1(1) 及び の要件を満たす職員

3 支給単位期間

【基本的な支給単位期間】

定期券	発行される定期券の最長通用期間（6箇月を限度）
回数券等	1箇月（定期券の発行がない場合）

回数券等には、片道運賃での認定の場合を含む

支給単位期間の開始、支給単位期間の特例、支給単位期間の終了、臨時的任用職員の取扱いについては、一般の通勤手当に準じる

4 支給額等

(1) 支給額

区 分	1箇月当たりの特別料金等の額の2分の1	
	20,000円以下	20,000円超
定期券	支給単位期間の特別料金等の額の2分の1	20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
回数券等	通勤回数21回分(往復42回分)の特別料金等の額の2分の1	

【支給単位期間が1箇月未満となる場合】

区 分	1箇月当たりの特別料金等の額の2分の1	
	20,000円以下	20,000円超
回数券等	通勤回数(要勤務日数の往復)分の特別料金等の額の2分の1	$20,000円 \times \frac{\text{通勤回数(要勤務日数)}}{21}$

1円未満の端数があるときは切り捨て

(2) 特別料金等

特別料金等とはその利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額(乗車賃相当額)を減じた額をいう

新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする

の経路及び方法は、交替制勤務等正当な理由がある場合を除き、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤方法を異にするものであってはならない

(3) 特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出方法

定期券	通用期間が支給単位期間である定期券の特別料金等の価額の2分の1に相当する額(価額の異なる定期券を発行している場合は、最も低廉な定期券による)
回数券等	通勤回数21回分(往復42回分)の特別料金等の額2分の1に相当する額(割引となっている回数券を発行している場合は、その割引かれた回数券による)

1円未満の端数があるときは切り捨て

(4) 往路と帰路を異にする場合

往路と帰路を異にすることについて承認のあった者については、その往路及び帰路のそれぞれの新幹線鉄道等について(1)～(3)により算出される額とする

5 支給方法等

支給日、届け出が遅れた場合、運賃改定が行われた場合、支給できない場合の取扱いは、一般の通勤手当に準じる

6 返納

(1) 返納事由及び返納事由が生じた日

一般の通勤手当に準じる

(2) 返納額

【1箇月当たりの特別料金等の額の2分の1が20,000円以下の場合】

定期券	返納事由の生じた日の前日に定期券の特別料金等の払い戻しをしたものとして得られる額の2分の1
回数券等	「21 - 返納事由の生じた日の前日までの要勤務日数」分の特別料金等の回数券等の払い戻しをしたものとして得られる額の2分の1

【1箇月当たりの特別料金等の額の2分の1が20,000円超の場合】

定期券	次のうちのいずれか低い額 返納事由の生じた日の前日に定期券の特別料金等の払い戻しをしたものとして得られる額の2分の1 使用の始期が到来していない定期券がある場合は、その価額を加算 「20,000円 × 返納事由の生じた日以後の支給単位期間の残月数(1箇月未満の端数は切り捨てる)」により得られる額 払戻しが日単位で受けられる定期券等のみを使用する場合は、1箇月未満の期間における20,000円の日割りによる返納額を加算
回数券等	次のうちのいずれか低い額 「21 - 返納事由の生じた日の前日までの要勤務日数」分の特別料金等の回数券等の払い戻しをしたものとして得られる額の2分の1 20,000円の日割りによる返納額

『20,000円の日割りによる返納額』

20,000円	×	$\frac{(21 - \text{返納事由の生じた日の前日までの要勤務日数})}{21}$
---------	---	---

再任用短時間勤務職員等については、「21」を平均1箇月当たりの通勤所要回数とする。

7 通勤距離・時間

(1) 通勤距離

一般の通勤手当に準じる

(2) 通勤時間

通勤の実情に基づくものとし、乗り換え・待ち時間を含める

8 実情把握

新幹線については定期券で、有料道路については回数券(回数券が発行されていない場合は領収書等)により随時確認する

9 協議等

次の場合の認定を行う場合は、あらかじめ教育事務所に協議するものとする

1 支給要件

(2) 通勤の実情に変更が生ずることとなった職員の取扱い

高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合

イ これに相当する程度に通勤が困難である職員

(3) 当該異動等の直前の住居

異動等の直前の勤務における職務の遂行上居住地に制約を受けざるを得ない職員が、当該異動又は学校等の移転に伴い、居住地に制約を受ける直前の住居地に転居した場合における当該転居後の住居その他これに類する住居

(4) 通勤事情の改善

新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合

イ その利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するもの

高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合

イ その利用により距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するもの